

平成25年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成25年3月21日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について
議案第22号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について
議案第23号 那須塩原市災害対策本部条例の一部改正について
議案第24号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について
議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市福祉事務所設置条例等の一部改正について
議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について
議案第32号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について
議案第33号 那須塩原市土地区画整理事業特別会計条例の廃止について
議案第34号 那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計条例の廃止について
議案第35号 那須塩原市西那須野清掃センター解体基金条例の廃止について
議案第36号 那須塩原市塩原地区高校生通学支援事業基金条例の廃止について
議案第37号 那須塩原市西那須野地区総合排水対策事業基金条例の廃止について
議案第38号 財産の無償譲渡について
議案第39号 財産の取得について
議案第40号 那須塩原市一般廃棄物処理基本計画の改訂について
議案第41号 那須塩原市生涯学習推進プランについて
議案第42号 那須塩原市スポーツ施設整備計画について
議案第43号 市道路線の認定について
請願・陳情等について
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算
議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

議案第 1 3 号 平成 2 5 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 4 号 平成 2 5 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第 1 5 号 平成 2 5 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
議案第 1 6 号 平成 2 5 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 1 7 号 平成 2 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第 1 8 号 平成 2 5 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第 1 9 号 平成 2 5 年度那須塩原市水道事業会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 同意第 5 号 那須塩原市教育委員会委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 8 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 議案第 4 5 号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 報告第 8 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)

日程第 7 発議第 2 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 発議第 3 号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書の提出につ
いて
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 9 発議第 4 号 除染方法の是正措置を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 1 0 議会活性化検討特別委員会の活動報告について

日程第 1 1 放射能対策検討特別委員会の活動報告について

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	金子哲也君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君
農業委員会 事務局長	藤田一郎君	西那須野 支所長	斉藤誠君

塩原支所長 君 島 淳 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長
兼 議事課長 渡 邊 秀 樹

議事調査係 若 目 田 治 之

議事調査係 小 磯 孝 洋

課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章

議事調査係 人 見 栄 作

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は28名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第20号～議案第43号並びに 請願・陳情の各委員長報告、 質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議案第43号 市道路線の認定についてまでの24件並びに請願・陳情を議題といたします。

議案第20号から議案第43号までの24件並びに請願・陳情については、関係委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。
初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において当常任委員会に付託された案件は、条例案4件でございます。

これらの審査をするため、3月12日、13日午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、課長等の出席を求め審査を行いました。

まず、総務部総務課について申し上げます。

議案第22号 那須塩原市防災会議条例の一部改正については、災害対策基本法の一部が改正され、東日本大震災における教訓を踏まえた市防災会議の所掌事務等の見直しが行われたことに伴い条例の一部を改正するもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 那須塩原市災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部が改正され、市町村災害対策本部に係る役割を明確にするための新たな規定が設けられたことに伴い、引用条項の変更が生じたことから条例の一部を改正するもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 那須塩原市職員定数条例の一部改正については、事務事業の見直しや事務処理の効率化など行政改革の推進に伴い、職員の定数を変更する必要があることから条例の一部を改正するもので、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計条例の廃止については、将来において公共用などに供することを目的に取得後10年度以内に事業の用に供する用地を対象とし、取得時に公共用地先行取得事業債を活用し、本事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的として設置したのですが、債務の償還が完了したことにより目的が達成されたため廃止するもので、

全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において当常任委員会に付託された案件は、条例案件8件、その他の案件3件の合わせて11件であります。

これらを審査するため、去る3月12日、13日及び14日の3日間にわたり、それぞれ午前10時より第4委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部健康増進課所管の議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。

委員からは、この対策本部の役割は何かとの質疑があり、執行部からは、予防接種に関して集団接種の実施や、実施者また対象者をどのようにするかを県の指導を受けながら決めていくことになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、保健福祉部市民課所管の議案第21号 那

須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定についてを申し上げます。

委員からは、カード交付の原価が1,350円だったのを500円にしたのはカードへの誘導ということで安くしたのかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりであり、まず住基カードを持ってもらうことが先決であり、普及促進をするためにそのような金額にしたものであるとの答弁がありました。

なお、住民基本台帳をカードにするということより、個人を国が管理するための第一歩であり、制度自体に反対である。その上、さらに推進できない、利用されないということのために誘導策まで出してキャンペーンを行う必要はないと考え、この条例案には反対するとの反対討論がありましたので、挙手により採決した結果、賛成多数により、議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定については、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

保健福祉部社会福祉課所管の審査では、委員から、育成医療や特別障害者手当の認定のための申請は誰が支援するのかとの質疑があり、執行部からは育成医療については、指定自主支援医療機関が治療していることから、主治医の先生が申請の支援をしてくれるものと考えているとの答弁がありました。

子ども課所管の審査では、委員から、家庭相談員は主にどの地点からどの程度までかかわりを持つことになるのかとの質疑があり、執行部からは、一概にはどこからどこまでというものではないが、最近多いのは出産前から出産後、そしてある程度きちんと育てられる見通しが立つまでかかわる場

合が多く、ほとんどの場合、保育園あるいは小学校入学までであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、青木サッカー場の整備について、現在使えない天然芝の工事の進捗と照明設備の考え方について質疑があり、執行部からは、天然芝は6月から利用可能である。また、照明設備については、基本的に撤去する考えであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、天然芝サッカー場は照明設備がなくても夏なら7時ぐらいまでなら使えるのではないかと質疑があり、執行部からは、今回は人工芝での照明という中で改正したもので、天然芝での時間延長の考えはないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第28号 那須塩原市福祉事務所設置条例等の一部改正について申し上げます。

委員からは、この条例の一部改正は障害者自立支援法が総合支援法に変わったことによる名称の変更だけでよいのか、内容の変更は必要ないのかとの質疑があり、執行部からは、本条例は名称の変更だけであるが、内容については自立支援法の施行細則の中で行う予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第28号 那須塩原市福祉事務

所設置条例等の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

執行部の説明の後、委員からは特に質疑や意見などはなく、審査の結果、議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部国保年金課所管の議案第30号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、12歳から18歳までの子どもの現在の状況で2,000円を超えるような負担をする件数は多いのかとの質疑があり、執行部からは、2,000円以下の負担が多く、2,000円を超えるのは小学校6年生をベースに試算した結果、30%程度と見込んでいるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第30号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部学校教育課所管の議案第36号 那須塩原市塩原地区高校生通学支援事業基金条例の廃止について申し上げます。

委員からは、今回の廃止は合併協議の中で基金がなくなったら終了するという合意の内容で進んだものなのかとの質疑があり、執行部からは、内容はそのとおりであるが、さらに1年延びたことになるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、合併当時の人と今実際に子どもがいて通学させている人たちは違う。その人たちはどのような考えなのかとの質疑があり、執行部からは、継続を希望する保護者もいるが、他地域との公平性を保つ必要もあり、その後、続けることは考えていないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第36号 那須塩原市塩原地区
高校生通学支援事業基金条例の廃止については、
全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部子ども課所管の議案第
38号 財産の無償譲渡について申し上げます。

委員からは、無償で譲渡するという部分はわか
るが、昭和55年に建てたものを譲渡されてあと何
年くらい使えるのかという質疑があり、執行部か
らは、あと何年使えるかという評価はしていない
が、耐震診断では補強の必要がないという結果が
出ているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第38号 財産の無償譲渡につ
いては、全員異議なく可決すべきものと決しまし
た。

続きまして、教育部生涯学習課所管の議案第41
号 那須塩原市生涯学習推進プランについて申し
上げます。

委員からは、このプランの作成に当たっては、
市民との協働についてどのように意識したのかと
の質疑があり、執行部からは、プラン推進体制と
して市民会議をつくり、意見を聞きながら推進す
る。また、市民と諸団体の連携協力のもとに推進
しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第41号 那須塩原市生涯学習
推進プランについては、全員異議なく可決すべき
ものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案
第42号 那須塩原市スポーツ施設整備計画につい
てを申し上げます。

委員からは、黒磯運動場テニスコートの整備の
予算が25年度に計上されてくると思うが、排水に
ついてはどのように考えているのかとの質疑があ
り、執行部からは、25年度に8面のテニスコート
を人工芝にする予定である。排水については末端
の排水池のみでは容量が不足するため、排水路に

サンドパイルを使って浸透させる方法としたいと
の答弁がありました。

また、ほかの委員からは、青木サッカー場は現
在緊急避難所や地域のイベントなどに使われてい
るが、今後も利用することはできるのかとの質疑
があり、執行部からは、市の施策と一致するもの
については市長の判断で使ってもらうなど、間口
を広げていきたいと考えているとの答弁がありま
した。

審査の結果、議案第42号 那須塩原市スポーツ
施設整備計画については、全員異議なく可決すべ
きものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件
の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告
が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。

13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） それでは、
産業環境常任委員会の審査の経過と結果について
ご報告をいたします。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において
当委員会に付託された案件は、3件であります。

これらを審査するため、去る3月12日と3月13
日に第3委員会室において、委員出席のもと、所
管の部長、課長等関係職員の出席を求め慎重に審
査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。各
報告に当たりましては各委員から出された質疑等
を中心に申し上げます。

初めに、生活環境部環境対策課について申し上げ
ます。

議案第35号 那須塩原市西那須野清掃センター

解体基金条例の廃止についてであります。執行部からは、清掃センターの解体事業が全て完了し、本基金の目的が達成されたことにより廃止するものであるとの説明があり、委員からは質疑等もなく、議案第35号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 那須塩原市一般廃棄物処理基本計画の改訂についてを申し上げます。

執行部からは、平成19年3月に策定後5年を経過していることから、事業見直しを行うため計画の改訂を行うものであるとの説明があり、委員からは本計画に堆肥センターの位置づけを行う議論があったのか。また、ごみステーション整備等事業費補助制度による解消策はあるのか。放射能問題により焼却灰が溶融スラグ化できないことにより、最終処分場の寿命が7年前後となるとの説明があったが、用地確保と早急な対応が必要だと思うが、何か検討しているのか。5%削減した最終目標値、平成33年928gとする具体的な施策はあるのかとの質疑があり、執行部からは、センターの処理能力2.2t/日では、現状では学校給食等の残渣受け入れの処理満杯となり、位置づけは行わなかった。まだ具体的な策は見出していないが、地域住民がこの制度を活用し、ごみステーションが適正に管理できるよう解決となる一つの手助けとなればと考えている。敷地のめどはあるが、住民説明会による住民理解が適地かどうかの判定があり、敷地確保等早急に行わなければならないと考えている。排出割合の多い生ごみ対策が有効であると考えており、生ごみの利活用等、事業所及び一般家庭の対策を検討していくとの答弁がありました。

審査をした結果、議案第40号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、産業観光農務畜産課について申し上げます。

す。

議案第39号 財産の取得についてであります。執行部からは、八郎ヶ原放牧場の牧柵6,976mを市が譲渡契約に基づき買い入れするものであるとの説明があり、委員からは質疑等もなく、議案第39号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） それでは、建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件5件、その他の案件1件であります。

これらを審査するため、去る3月13日、第2委員会室において、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

まず、議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを申し上げます。

委員からは、年間にどのくらいの申請があるのかとの質疑があり、執行部からは、現在のところ栃木県内ではまだ申請が出ていないが、これからの低炭素化社会を促進する動きに向けて法律を整え、準備していくものであるとの答弁がありました。

議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 那須塩原市都市公園条例の一部改正についてを申し上げます。

委員からは、バリアフリーの新法ということだが、具体的な形としてイメージできるよう説明していただきたいとの質疑があり、執行部からは、トイレについては出口に段差がないということ、また、障害者用トイレには手すりを設けることや手洗い器の高さなどが定められているとの答弁がありました。

議案第31号 那須塩原市都市公園条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを申し上げます。

執行部からの説明の後、委員からは質疑等はなく、議案第32号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 那須塩原市土地区画整理事業特別会計条例の廃止についてを申し上げます。

委員からは、保留地売り払い収入は3億3,317万3,929円ということによろしいのかとの質疑があり、執行部からはそのとおりであるとの答弁がありました。

議案第33号 那須塩原市土地区画整理事業特別会計条例の廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 那須塩原市西那須野地区総合排水対策事業基金条例の廃止についてを申し上げます。

執行部からの説明の後、委員からは質疑等はなく、議案第37号 那須塩原市西那須野地区総合排水対策事業基金条例の廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第43号 市道路線の認定について

を申し上げます。

執行部からの説明の後、委員からは質疑等はなく、議案第43号 市道路線の認定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、放射能対策検討特別委員会委員長の報告を求めます。

16番、早乙女順子君。

〔放射能対策検討特別委員長 早乙女順子君登壇〕

放射能対策検討特別委員長（早乙女順子君） 放射能対策検討特別委員会委員長報告をいたします。

これより放射能対策検討特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託された案件は、陳情第1号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める陳情書1件であります。

これらを審査するため、3月14日木曜日、午後1時30分から第4委員会室において、委員全員出席のもと、審査を行いました。

陳情第1号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める陳情書について申し上げます。

委員からは、これからの子どもたちの健康を考えるに当たり、当たり前の要望である。那須塩原市には線量が高いところがあり、福島と同等の対応を求めるのは当然である。県境を基準に区切る国のやり方には問題があることを踏まえ、当然の要望と考える等の意見がありました。

陳情第1号は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で、放射能対策検討特別委員会に付託されました案件の審査の経過並びに結果についての報告を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 放射能対策検討特別委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。各委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第20号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定についての討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について、反対討論をいたします。

民主党政権下で打ち出された国民総背番号制が自民党の安倍政権下で現実に向けて拍車がかかっています。もともと自民党政権下で導入したかつ

たことです。ここで一気に導入に向けて動き出しています。

それに関連しているのが住民基本台帳カードの利便性の拡大と普及の拡大です。その具体策が今回提案があった住民基本台帳カードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得できるようにすることと、住基カードの普及拡大のため手数料に差をつけて住基カードに移行させる施策です。

住基カードはICチップが埋め込まれたプラスチック製のカードで、膨大な記憶容量で官民合わせた個人のさまざまな情報が一つのカードに集約されるものです。電子政府、電子自治体の基盤として各種行政手続について、パソコン、インターネットを通じた電子申請を可能とするものであり、住民の方々の利便性の向上に役立つと国はPRしています。

でも、利便性の陰に隠れているものは何でしょうか。政府は住基ネットをe-Japan戦略の核であると位置づけています。なぜなら、住民票コードは将来、国民識別番号、国民総背番号制へと性格を容易に変容させることが可能であり、国民のデジタル化された個人情報を国が一元管理する目標のために、国民に汎用的な番号を強制付加することはその必要条件であるからです。日本人に限らず外国人を含む住民票を有する国内に居住する全員が住民基本台帳ネットワークシステムを基盤とした情報提供ネットワークシステムに組み込まれています。そのシステムの住民票コードをもとに、新たに発行する個人番号をマスターキーに行政機関や民間企業の保有する個人情報を網羅的に収集し、活用しようとする狙いが国民総背番号制です。

国民総背番号制が導入されると、ICカードの住民基本台帳カードを廃止し、新たに発行する個

人番号を記載された個人番号カードが発行されます。カードは本人の申請が原則ですが、政府は行政手続の際、本人確認に使うなど全員の所持を想定していますので強制となるでしょう。住民票コードが見えない番号であるのに対し、個人番号は見える番号であることが特徴です。

社会保障と税分野で共通の番号を使うことで、一人一人のより正確な所得把握とそれに応じた社会保障の給付が可能になるという理由ですが、施行後の見直しを機に、民間分野での利用にも道を開く考えです。住民票コードの利用は行政機関だけに限られているのに対し、個人番号は民間企業も含む名寄せ可能な個人情報の種類も氏名、生年月日だけではなく、プライバシー情報に広がり、高度利用が実現できるようになります。

国民総背番号制は共通番号の利用の制度です。共通番号制度は税の分野で納税者を特定する納税者番号を国民と外国人住民の全員に新たに番号をつけ、社会保障分野と共通の番号にするのです。共通番号で個人識別されたデータは、情報連携基盤と呼ばれる中継システムを経由して、民間でもこの共通番号が事実上利用されることを暗に認めています。共通番号を表面に記載したICカードを任意に交付して、健康保険や年金手帳の機能を持たせて、身分証明書とすることもできるようにすることが構想されております。

この共通番号制は税と社会保障の分野における国民総背番号です。しかも、共通番号は公表され、勤務先や取引先などの銀行において、当該市民の個人データの管理に利用されることから、民間においても事実上利用されることが予想されます。既に住民基本台帳法の改正により、住基ネットが構築されました。住基ネットで取り扱われる情報は主に本人確認情報だけであるのに対し、共通番号制で取り扱われる情報は多種多様な情報です。

医療分野に関するレセプト情報も含まれ、その中には疾病者の氏名等の詳細な情報なども含まれることから、慎重に扱われなくてはならない情報が含まれる点で大きく異なっています。そして、各種の情報を共通番号により突合できることから、勤務先や家族の情報、各種納税、社会保障料金の支払い状況、社会保障給付に関する情報、そして各種の経済活動や消費生活に関する国民の情報が国家によって名寄せされ、一元化されることになります。

コンピューター化される現在においては、この情報の一元化が実に容易になされることになりませんが、一旦これらの情報が流出した場合には、国民にプライバシー侵害の深刻な結果をもたらすことは、住基ネットの比ではありません。

その住基ネットでも情報の流出はあります。共通番号においてその番号を入手さえすれば、さまざまな個人情報を入手できる可能性は極めて高くなります。それだけ個人のプライバシーを保護することが困難になってしまいます。

そして、個人情報保護法は民間での個人情報の取り扱いを主なターゲットとしているため、行政の保有する個人情報の取り扱いの規制という側面が希薄です。さらに、このような共通番号制度は導入にどれだけ膨大な予算がかかるかわからないものであり、費用対効果の面から考えても疑問が持たれています。

このようなプライバシーの公有化について、私たちの権利意識は低く、目先の生活の便利さに惑わされ、国・行政による権利侵害には鈍感です。行政は必要以上の個人の情報を掌握していて当然でしょうか。行政に対する無条件の権利譲渡がみずから考える、判断することを放棄してよろしいのでしょうか。もっと政府の国民統制に疑問を持たなくてはならないのではないのでしょうか。みず

からの権利意識を高めることによって、行政が把握しておいてしかるべき個人の情報と他者が踏み込んではいない個人情報とを峻別し、全ての社会活動を記録に残る形で国に把握されることという不当な人格権の侵害を受けることにつながることは断じて拒否しなくてはなりません。

よって、住民基本台帳カードの利便性の拡大と普及の拡大の先にある国民総背番号制へと性格を容易に変容させることにつながる議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について反対です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

〔1番 櫻田貴久君登壇〕

1番（櫻田貴久君） 議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

住基カードの利用の拡大のための条例の制定です。これにより、コンビニによる各種証明書の交付が可能となるため、市民の利便性が大幅に向上することです。

住民のメリットとして、早朝、深夜、休日でも証明書が取得できることや全国のセブンイレブンで証明書が取得できます。平成24年2月末日では、全国1万4,005店舗のセブンイレブンがあります。また、申請書の記入や待ち時間が不要になることです。

市においてのメリットも窓口業務のコストの削減が図られ、窓口事務の効率化が図られることなどのことを考えると、証明書コンビニ交付サービスは交付時間、交付場所の拡大により、住民の利便性を大幅に向上させることや、窓口事務の効率化やコスト削減を図ることから、議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で、討論を終結いたし

ます。

採決いたします。

議案第21号については、福祉教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 那須塩原市防災会議条例の一部改正についてから議案第43号 市道路線の認定についてまでの22件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第22号から議案第43号までの22件については、総務企画、福祉教育、産業環境及び建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第43号までの22件については原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等について。陳情第1号について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第1号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める陳情に賛成するものです。

陳情の趣旨は、東電福島第一原子力発電所で発生した事故により、大量の放射能物質が拡散し、那須塩原市を含む栃木県北部地域は高い放射線量が計測されており、事故発生から2年を経過した現在もなお、市民の健康不安は払拭されていない

状況があります。那須塩原市が原発事故子ども・被災者支援法に規定する支援対策地域に指定されるよう国及び県に意見書を提出し、市民が不安を解消できるような除染を行い、安心して子育てができるよう求めるものです。

大震災、原発事故からの復興にはなお多くの努力と闘いが必要です。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられておりますが、いまだに31万5,000人を超える人々が苦しい避難生活を強いられており、生活となりわいの再建も遅々として進んでおらず、安全神話に基づく原子力発電を行ってきた東京電力と政府の責任は重大です。中でも、東電福島原発事故による放射能被害は特別の困難と複雑さを持っています。

那須塩原市では、昨年から学校や保育園など教育施設のほか、公園や公共施設の除染を実施中です。昨年12月からは住宅除染に着手しましたが、放射性物質汚染対象特措法の補助メニューの制約等から表土除去を実施できるのは一部であり、点から面への効果的な除染とはなっておらず、市内の大部分の地域が年間1 mSvを超えた状況です。

原発事故は収束どころかまだ事故の真ただ中にあり、除染や賠償への線引きや切り捨てが被害者を苦しめています。国は比較的線量の低い地域と指定されている那須塩原市においても、地域の実態に沿って、比較的線量の高い地域と同等の除染と財政措置を行うこと。放射線量の全体を減らし、事故前の自然豊かな那須塩原市に取り戻せるよう行うとともに、次世代に安心して引き継ぐことができる対策を求めて、本陳情に賛成するものです。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、放射能対策検討特別委員会委員長の報告は採択です。

採決いたします。

陳情第1号については、放射能対策検討特別委員会委員長報告のとおり、採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については採択と決しました。

議案第11号～議案第19号の

委員長報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算から議案第19号 平成25年度那須塩原市水道事業会計予算までの9件については、予算審査特別委員会に付託してあります。

よって、予算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔予算審査特別委員長 山本はるひ君登壇〕

予算審査特別委員長（山本はるひ君） それでは、これより予算審査特別委員会の審査の経過と結果について申し上げます。

平成25年第2回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託された案件は、予算案9件です。

平成25年3月18日、午前10時より303会議室において、委員全員出席のもと審査が行われました。

まず、委員長と3人の副委員長から分科会の報告があり、その後、質疑、討論を経て採決をいたしました。

初めに、議案第11号 平成25年度那須塩原市一

般会計予算について申し上げます。

質疑の後、タクシー券の廃止について組み替え動議がありましたが、動議は否決され、採決の結果、議案第11号は起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算については、異議がございましたので、採決の結果、議案第12号、13号及び14号については起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計予算、議案第16号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算、議案第17号 平成25年度那須塩原市温泉事業特別会計予算、議案第18号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計予算及び議案第19号 平成25年度那須塩原市水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 予算審査特別委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算審査特別委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

初めに、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

16番、早乙女順子君。

〔16番 早乙女順子君登壇〕

16番（早乙女順子君） 議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算について、反対討論いたします。

昨年度は骨格的予算という名のもと、住民への補助や助成を停止し、その後に補正で対応するといった無意味なやり方で、市民に不安と混乱を招き、市民を困らせました。

25年度予算編成は普通の予算編成に戻しましたが、幾つかの問題が残ります。国の予算に対して市長は、早目に準備して対応できたと自慢しておりますけれども、その中に国のばらまきの誘導はありませんか。国がばらまきを行えば、国の借金がふえるか、社会保障費などが減らされるかです。これはいずれ市にも影響が出ます。国の言いなりでばらまき予算に飛びつくと、後で市民生活、社会保障費など福祉予算などに大きい影響が出ます。国の官僚主導のあしき時代に逆戻りしてはいないでしょうか。

那須塩原市の平成25年度の予算編成で、臨時対策債を増額したのもそのあらわれと思います。国のばらまき予算や誘導に飛びつくなど地方分権とはほど遠いやり方に戻っております。それなのに、今回高齢者外出支援タクシーの廃止。夕張を引き合いに出して、将来財政悪化をしないために今から対策をとると副市長が答弁しておりますが、夕張を生んだシステムこそ国のばらまき、誘導、それに乗ってしまった結果ではないのでしょうか。国の官僚であった副市長がそれを理由に、夕張を理由に引き合いに出すということが私には信じられませんでした。

今までの那須塩原市は、そのような国の言いなりで予算を編成しておりません。これからが不安になります。特に議会の議決を無視して、高齢者

に不安と混乱を招く予算編成や個人的な理由で予算を削減しているのではと思えるものがあります。

例えばDV被害者を支援する団体への補助を減らしています。那須塩原市はDV支援基本計画を策定しても、行政の力が不十分で市としては十分な施策展開ができない状況です。それを補い、市ではできない被害者支援を担っている団体への補助は不可欠です。ですから、担当課は補助の予算要求を30万円としたのでしょう。でも、それを9万円に減額しています。担当課が示した30万円は県内の市町村規模から考えても決して多い金額ではありません。その団体に依存する那須塩原市においては、30万円では少ないといえます。それなのに9万円、この理由がわかりません。

骨格的予算で減額されても、精査して担当課が必要で要求したものは増額されている団体もあります。DV被害者支援に関してだけかたくなに減額です。その意図はどこにあるのでしょうか。とても疑問に感じます。

次に、デマンド交通の導入に伴い、10月1日から高齢者外出支援タクシーを廃止する提案がなされ、高齢福祉費自立対策・生活支援事業の高齢者外出支援タクシー料金助成事業のタクシー券給付を扶助費として半年分しか計上しておりません。廃止が前提の半年分の計上です。

この高齢者外出支援タクシー料金助成事業は、市民による審査会で検討され、昨年3月、市長がみずから提案し、議会が議決した第5期那須塩原市高齢者福祉計画の事業です。高齢者の通院や買い物の足を奪うことになるのが明確でありながら、それをモニタリングや評価もなしに、突然の中止であります。あり得ないことです。

25年度予算に計上されています高齢者福祉事業に関する懇談会では、紙おむつ給付事業や元気アップデイサービス、配食サービスなど自立対策・

生活支援事業、敬老祝い金や敬老会運営費、高齢者生きがいと健康づくり事業、街中サロンなど、高齢者福祉事業を来年度見直すとのことです。高齢者外出支援タクシー料金助成事業だけは、懇談会で内容も検討せずに突然の中止です。せめて高齢者福祉事業に関する懇談会で1年間検討して結論を出すべきです。

議会が昨年議決したばかりの高齢者福祉計画を無視しての暴挙です。議会軽視です。議会活性化委員会で審議して、全員で3年以上の基本計画は議決すると決めたのは議会です。その結果、高齢者福祉計画は昨年3月議会に提案され、全員異議なく議決しています。その中で実施すると決めている事業の一つが高齢者外出支援タクシー料金助成事業です。それを1年後に突然の廃止です。政策プロセス、プラン・ドウ・チェック・アクションを無視した説明責任も果たしていない、新しい時代の行政運営に逆行したやり方です。これを認めたら、議会は要らないと言われてしまいます。

一般質問では会派を超えた複数の議員が突然の廃止に疑問を持っていたはずですが、それなのに、議会がこれを認めては二元代表制の市議として監視、牽制、批判機能を放棄したに近い状態となります。

執行機関におかれては、来年度高齢者福祉事業に関する懇談会で1年間検討して、高齢者外出支援タクシー料金助成事業の課題を解決し、利用者が困らないような対策をとった上で提案すべきです。そのための検討期間はタクシー券が給付されるように高齢者外出支援タクシー料金助成事業のタクシー券給付の扶助費を1年分とするよう、予算の組み替えを予算審査特別委員会で求めました。しかし、否決されてしまいました。でも、このまま認めていいのでしょうか。

今回の執行機関の強引な高齢者外出支援タクシ

一券廃止は、評価もなしに説明責任も果たしていないだけでなく、全国の最先端を行っているのではと思える3年以上の基本計画を議決事項とする議会改革を無視したものです。

議会の議決を無視したやり方に抗議し、二代表制のあり方への挑戦と受けとめ、議会が死に体となることを認めるわけにはいきません。そして、議会が市民の立場に立って審議して認めた高齢者福祉事業計画をほごにするような予算措置も認めるわけにはいきません。

よって、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算には反対です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

〔29番 菊地弘明君登壇〕

29番（菊地弘明君） 議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算についての賛成討論を行います。

まず、今回上程された平成25年度那須塩原市一般会計予算は阿久津市長が市長に就任されて初めての通年予算として、今定例会の初日である2月28日の挨拶の中、市政運営方針として予算編成の基本的な考え方が明確に示されました。阿久津市長が目指す本市の将来像である「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と実感できる那須塩原市を実現するための実質的なスタートの年であり、市長の強い思いを感じたところであります。

特に、予算編成に当たっては、中国の礼記・王制にある故事「入るを量りて出るを為す」を引用されました。財政の均衡を図る、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを維持することは、財政の鉄則であることは言うまでもありません。

今回の一般会計予算の内容をみますと、まず歳入については、先行き不透明な経済状況、将来の人口減少や高齢化の進展、また合併による国

の優遇措置の低減など、総合的な判断のもとに入るをはかる編成が行われていると理解をいたしました。

一方、歳出では、変革の第一歩、変革のスタートラインとの言葉がありましたが、持続可能な社会の構築のためには前例にとらわれることなく積極果敢に変革に挑むとして、市民生活の利便性の向上を目指したデマンド交通の試行導入や諸証明のコンビニ交付の実施、環境への配慮と市民負担の軽減を実践するための防犯灯のLED化など、事務事業自体のスクラップ・アンド・ビルドの具体例が示されました。

また、保険・医療関係では、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎の3種類の予防接種への支援を新たに計上するとともに、こども医療の助成年齢を18歳まで拡充するなど、以前から求められていた新規事業が計上されております。

さらには、本市の持つポテンシャルを生かした首都機能バックアップ・キャンプ那須構想やスマートシティ構想をさらに深めていくための調査・研究費が計上されるなど、20年にわたるデフレ社会の中で私たちに夢と希望を抱かせるものとして、ぜひとも実現に向け、積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

加えて、本市の喫緊の課題である放射能対策事業では、全ての住宅除染や公共施設の除染など80億円を超える事業費が計上され、一日も早い実施を望むものであります。

また、地域の防災力の向上を図るために、自主防災組織の参加、協力を得て、市民との協働による施策として、90名に及ぶ防災士の資格取得を支援するなど、市民の安心・安全を実現するための事業も計上されています。

そのほか、各種の福祉施策の拡充、補助金等を有効に活用した社会基礎の整備事業、農観商工連

携事業を一例とした各種産業の振興策、小・中一貫教育のスタートを見据えた教育施策、さらには事業の選択と集中による効率的で効果的な事業の執行を進めるなど、出るをなすための配慮がうかがえます。

以上申し上げましたとおり、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算は、多くの市民が夢と希望を持てる内容の編成を行ったものと理解できることから、確実な執行を期待し、私の賛成討論といたします。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

市は今回の予算を変革を基本とした個性豊かなまちへと位置づけ、キーワードを変革の第一歩としています。

今回の予算は放射能対策のための国庫支出金121億2,700万円、県支出金28億3,000万円に呼応して、市債の35億3,690万円や諸収入22億3,949万円を投入し、前年比17.3%増の総計483億8,000万円とするものです。

歳入の市税を経済情勢から1.8%減の180億円とし、借金となる市の市債の内訳は臨時財政特例債を16億円の145.5%増とし、合併特例債は19億2,320万円の125.3%増としています。市債の累計は371億円となり、市債を安易に計上することは警戒を要しなければなりません。

予算を膨らませた放射能対策事業、市民の健康と安全を守る事業は81億6,550万円のうち、市単独事業は3億3,359万円とし、表土を剥ぐ住宅除染関係は2億9,855万円となり、多くの市民が求めている効果がある表土を削る除染は18歳以下の子どもがいる家庭のみの対応です。妊娠が明らか

な方、既に除染を個人で実施された方への支援はありません。

除染希望者は38.6%と伸びず、大きな予算を掲げながら効果的な点から面への展開になっておらず、国への要請と合わせ、さらなる工夫を求めるものです。

総務費に地域バス運行事業があります。地域バス運行事業に9,683万円が計上され、デマンドタクシー運行事業として3,737万円が計上されています。ゆ～バスの5路線で乗員が少なく、将来も増加が見込めないとして、10人乗りのワゴン車に切りかわります。新規のデマンドタクシーとして拡充される路線は西岩崎線と塩原スキー場への2路線のみです。登録した市民が予約して利用します。停留所の見直しと新規の停留所の予定を言及しているものの、どこが便利になるのか見当たりません。

経費節減は理解できますが、玄関から目的地までの設定がなく、地域の実情に合わせた大幅な改善が必要です。不便で名ばかりのデマンドタクシーは賛成できません。

このデマンドタクシーの試行運行開始に合わせて、市は高齢者外出支援タクシー券を廃止としています。タクシー券は利用がふえ続け、23年度は5,600万円が使われました。24年度は、市は一方的に半減するという方針を出し、市民と議会から大きな批判が上がり、方針は撤回されました。タクシー券の使用目的は75%は医療機関への通院と、買い物17%です。現在は、外出支援から高齢者の命と暮らしを守るタクシー券という実態が明らかになり、拡充すべき事業です。市民の切実な需要がある事業、一方的に切り捨てるやり方には反対です。

こども医療の18歳までの無料化拡大や3種類のワクチンの補助は長年求めてきたものであり、歓

迎するものです。しかし、窓口負担をなくす拡充はなく現行のままです。

福島県は原発被害と震災という特殊な事情もあり、18歳までの完全無料化を行いました。群馬県では2009年、国からのペナルティーを乗り越え、中学卒業までの完全無料化を行っており、国のペナルティーをやめさせれば、その8億円で18歳までの完全無料化が賄えるとしています。

実施から3年、群馬県が行った保護者アンケートでは、子どもの受診に当たって、熱をはかるなど状況を確認して、軽度な場合は様子を見守るが89.5%いる一方で、医療機関が無料なので、とりあえず医療機関に行くは9.4%にとどまることがわかりました、保護者は抑制的で、無料だからとりあえず医療機関に連れていくという傾向にはなっていないことを示しています。国や県への無料化拡充の要請と市には18歳までの完全無料化を求めるものです。

農林水産事業費の地籍調査事業では、国・県の4分の1を市が負担分としても、昨年と比べて92万円増の1,461万円では0.68%しかふえておらず、国や県への働きかけを行った結果としては余にも寂しいとしか言いようがありません。

市民を励まし、懐を温めるには消費税増税や大企業優遇税制をやめさせ、大企業や富裕層にも応分の負担をさせることによって、社会的責任を果たしてもらおうとともに、大型公共事業から生活密着型事業や小規模事業への切りかえで、市内中小業者の受注機会をふやし、T P Pの参加は撤回させ、農家への戸別補償と価格補償による受給率の向上によって市の財政が潤う、市の政治が今強く求められています。

市民の暮らしと営業、雇用を守り、那須塩原市が本来の仕事ができるよう要望し、議案第11号平成25年度那須塩原市一般会計予算に反対する討

論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第11号について、予算審査特別委員長報告は原案可決です。

採決いたします。

議案第11号については、予算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

25年度の予算は、国民皆保険制度を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、23年度、24年度の医療給付状況などを分析し、計上したものとしています。

那須塩原市の25年度被保険者数は0.1%増の3,712人であり、129億1,237万円の予算を計上し

ています。25年度、市は一般会計から7億5,687万円、財政調整基金からは3億5,000万円、合わせて10億5,687万円を繰り入れていますが、繰入額は昨年より718万円減らしています。一般会計からの繰り入れを4,988万円減らし、その分を財政調整基金から4,270万円増額して埋めるというやり方は、早期に財政調整基金の枯渇を招き、保険料の引き上げにつながるものとの判断から反対するものです。

22年度の県内市町の国保財政状況が県から1月に発表されました。それによると、資格証発行率が3.4%で、4年連続全国ワーストワンの栃木県。那須塩原市の国民健康保険について最大の課題は、資格証や短期証の発行を漫然と続けるのではなく、取りやめて、25年度、歳入の29.25%を占める保険料37億7,724万円の収納率を引き上げるため、市民が払いやすい保険料にするかに尽きます。

那須塩原市の23年度の資格証発行数は1,233世帯となり、発行率では今回も県で2番目に高い6.2%に当たります。発行率の上では日光が1位で、小山が3位ですが、栃木県全体の1万2,617世帯の9.8%を那須塩原市が占めています。

短期証の発行も県内では1位の矢板が8.3%で、那須塩原市は7.1%で、第2位で1,425世帯です。市は資格証の発行は極力避け、短期証でとどめるよう努力していると言ってきましたが、栃木県全体の滞納が高い中で、市の国保財政が改善してきており、23年度滞納世帯は18.3%で2.9%改善され、26市中13位です。

このような中に市民に冷たい保険証取り上げを、2位を続けることは許されません。早急な対策を講ずるべきです。

国民健康保険法第9条では、災害や病気など特別な事情があれば保険証を維持できる決まりです。全国の3割を超える市町村では既に資格証の発行

をすることをやめています。国がこの事実を認めてようやく3年目になります。資格証を発行しても、結果的には診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納率も上がることはなく、よいことは何もないという理由からです。県内でも、上三川、那珂川、芳賀の3つの町は今回資格証を発行しませんでした。住民の健康を優先し、保険証の取り上げをやめたのです。

去年は保険証がなく、受診のおくれから県内でも一人が死亡するという痛ましい事態が調査を行っている全日本民主医療機関連合会から氷山の一角として報告されています。市は、保険証がなくても無料または低額で診療が受けられる制度があって、医療機関としては、県内には日赤と済生会が認められていることの周知を早急に行うべきです。

市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担を50%の半以下の24%に引き下げたことにあります。そして、栃木県の自治体の国保収納率が東京に次ぎ悪いのは、栃木県内の保険料が高く、その他の県に比べ、県民1人当たりへの県の補助が少なかったからです。23年度からは栃木県など34都府県の補助がゼロになります。市や町の努力を県が傍観している状況です。県は滞納の対策を強化しており、収納率の低い市や町の底上げを図る必要があると、差し押さえを強化しています。

24年度、市は土曜、日曜の休日相談を計2回行い、相談に参加した市民は229件が来庁し、納付額は187万3,600円となりました。知事選と衆院選で日数が確保できず1回減ってしまいました。今まで数えなかった相談を呼びかけた期日前の納付が940万円あり、1,127万3,600円となりました。組織、制裁的な差し押さえより親身な相談を強めるべきです。

市はこれまでさまざまな取り組みの結果、昨年収納率は89.48%と改善され、こちらも県内13位となりました。一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめて、加入世帯の全てに国民健康保険証が行き届くようにする必要があります。

昨年政権に復帰した自民・公明の政権は、民主、みんなの党を含め、国民皆保険制度を崩壊に導く混合診療や株式会社の参入を認める環太平洋連携協定（TPP）参加を急速に強めています。同時に進められている道州制や国保の広域化は市町村独自の取り組みを困難にし、住民の声を届きにくくし、住民自治を崩壊させる制度です。

市や町は国の圧力に屈するのか、市民の健康を守る立場で国保料の引き下げや値上げを抑制する努力を続けるのが大きく問われています。市の国保財政改善の道は、軌道に乗りつつあるものの警戒も必要です。国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の設定と収納率を引き上げるための、制裁ではなく、きめ細やかな相談体制を強め、市民の健康と命を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

〔27番 吉成伸一君登壇〕

27番（吉成伸一君） 議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算の賛成討論を行います。

平成25年度の国民健康保険被保険者数は前年度より23人多い3万7,712人です。予算総額は歳入歳出それぞれ129億1,236万9,000円であり、前年度比で4.1%の増となっています。

歳出の中で主な増額のもの、保険給付費が前

年度比2.7%増で81億2,470万5,000円、後期高齢者支援金等が前年度比10.1%増の19億2,440万円です。

国民健康保険の運営については、高齢化の進展、医療技術の高度化等で年々医療給付費が増加しています。しかし、デフレの影響や低所得者の増加により、国保税の収納率も思うように上がっていません。平成23年度決算では、監査委員の意見にも、収納率は普通交付税の算定にも影響することから、引き続き収納率の向上に努められたいとあります。今後の景気回復や一昨年保険税率が引き下げられたこともあり、収納率のアップが期待されます。国民健康保険は国民全てが公的医療保険に加入する国民皆保険を根底から支える制度であり、この制度を安定的に継続して運営することが地域住民の健康を守る基本となります。

平成25年度予算については、平成23年度の決算及び平成24年度の医療給付状況などをしっかりと分析し、計上された予算であることから、議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第12号について、予算審査特別委員長報告は原案可決です。

採決いたします。

議案第12号については、予算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について反対する討論です。

本会計は、後期高齢者医療制度の事務である保険料徴収と窓口事務のため、予算を計上するものでありますとしています。

那須塩原市の後期高齢者被保険者数見込みは1万1,326人で、昨年度より2.5%増の278人ふえています。予算は前年度比230万4,000円で、0.3%の増、8億898万8,000円とするものです。

後期高齢者医療制度は20年度から始まり、運営は栃木県後期高齢者医療広域連合が行い、広域議員として市長と議長が参加しています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の人まで資格証の発行を制度化しましたが、国民の強い憤りと運動の前に、国に相談してから資格証を発行するということになり、事実上資格証の発行はありません。保険料を払えない滞納者は毎年25万人を下回らず高どまりしています。公的年金からの保険料の天引きの対象となっていない低年金、無年金の高齢者には重い負担となっていることは明らかです。

保険料を払えない高齢者への制裁も深刻なものです。有効期限が短い短期証の発行で、発行は全国で2万人を超えているからです。那須塩原市の短期証発行件数は25年3月1日現在112人となっています。昨年同日より25件減っていますが、毎年8月がピークとなり、昨年は204件でした。全国的に見ても、発行数の多い栃木県、市は運営は県が行っているが、実情をよく知っている市の窓口が対応するので、高齢者にきめ細やかな対応ができると答えてきました。しかし、実態はお年寄りに全国平均より厳しい対応を行っていることは認められません。有効期限が切れているにもかかわらず

ならず行政の窓口相談に行けないなどとして、短期証が手元にない高齢者も少なくありません。

高齢者を無保険者に追い込むことは命そのものにかかわります。保険料を滞納し、預金口座などを差し押さえられた高齢者も毎年全国で約2,000人と年々増加しています。栃木県では69人で、滞納額は707万円。全国平均より厳しい、10万円を超えると差し押さえしていることとなります。高齢者に冷たい仕打ちを行うことには反対です。差し押さえにかかわる滞納保険料の合計は全国で2億5,785万3,000円で、平均すると1人当たり13万円程度の滞納で、差し押さえを受けていることとなります。

後期高齢者の医療で、保険料は収入が少ない人も含め75歳以上の全員にかかります。高齢者の暮らしを苦境に追い込む無慈悲なやり方は直ちにやめるべきです。

制度開始以降5年間の実態は、高齢者に冷たい制度の本質と弊害を浮き彫りにしています。被害をますます拡大される制度の存続は許されません。

後期高齢者の保険料は各都府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費と75歳以上の人口増加に伴って際限なく上がるという根本的な欠陥があります。後期高齢者医療制度は改革ではなく、早急に廃止するほかありません。年金は下げられ、後期医療の保険料は上がり、介護保険料も上がる。その上、消費税も増税という傷みのオンパレードが一体改革の正体です。

中央社会保障推進協議会は、全国では所得が低く保険料が払えない高齢者がふえている中、短期証で期限が切れ、病院にかかれず手おくれになり死亡に至る深刻な事例がふえていますと、世界でも類のない後期高齢者医療制度の非情さを改めて指摘しています。

日本共産党は、この制度が財界の要請のもとに

議案として提出されたときから、高齢者いじめの制度として反対を貫いてまいりました。お年寄り子どもが安心して暮らせる世の中こそ、誰もが安心して暮らせる世の中につながります。大企業には行き過ぎた減税と補助金、庶民には増税と、庶民が頼りの社会保障をずたずたに壊してきたのが構造改革です。

大震災と原発事故の放射能汚染の上に、若者にも就職難と低賃金という不安が市民を襲っています。高齢市民の健康と命を守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう求め、議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計に反対するものです。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第13号について、予算審査特別委員長報告は原案可決です。

採決いたします。

議案第13号については、予算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

10番、高久好一君。

〔10番 高久好一君登壇〕

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算について反対する討論です。

25年度の予算は第5期介護保険事業計画の中間年度に当たり、計画の着実な実現のための予算として、第1号被保険者数は24年度比4.1%増の2

万6,404人。要介護認定者数を4,043人の5.8%増とし、予算は24年度比5.4%減の63億1,043万1,000円とするものです。

市長の運営方針では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域による見守り、支え合う体制を構築するため地域見守り・支え合い事業を実施してまいりますとあります。特徴的なのは、保険料の収入のみが1,792万円ふえているほかは、全ての項目がマイナスまたはゼロという予算です。認定者増に合わせて予算をふやすのではなく、国に追随し、利用を減らす予算です。国家負担が少ないことからくる介護保険の構造的欠陥が健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない状況を抜本的に変革することが求められています。

反対する理由は、全国で介護施設入所待機者が42万人を超え、必要な人が入れない現状が大きな社会問題となっています。市の昨年までの入所待機者は減りつつあるものの依然として多く、県の1割を超える275人です。紹介される施設が大田原の外れや宇都宮では遠くて使えません。施設整備は特別養護老人ホームを含め、市もまだ十分な数に達していないとしています。早急な入所待機者解消のための対策を求めるものです。

2つ目の理由は、地域密着型介護で2億7,988万円、居宅介護で3,305万円、高額介護で1,326万円と大きく減額する一方、介護認定に係る費用は相応にふやしていることです。予防事業が任意に変わったことによる減を見込んでいます。予防にこそ力を尽くすことが大切です。保険給付は減らしても、国の言う認定制度は確実にやるという予算です。市では、保険料滞納者に給付制限を行っており、23年度は17件、24年度は12件給付制限制裁を行っています。1割の自己負担額を3割支払わなければ利用できなくなる制裁で

す。制限された人の平均は8.75カ月で、最短で1カ月、最長は38カ月にまで及びます。

3つ目の理由は、多くの市民は保険料を納めても使用料が高くて払いきれず、利用したくても利用できない現状があります。保険料の引き下げを求めたのに対し、市は3つのできない理由を述べましたが、既に使い古され決着がついている問題であり、全額免除に踏み切っている自治体もあります。早急に生活困窮者への全額免除の実施に踏み出すべきです。

介護保険制度が発足して12年、介護をめぐる状況はますます深刻化して、施設も在宅介護も重度の人がふえ、認知症もふえています。今、話題になっている孤独死、孤立死のニュースや老人だけの老老介護がふえ、介護が原因の他殺や心中など痛ましい事件が続いています。利用料が高くて払えず、認定されても介護を使えない人もふえている一方で、介護事業所では介護勤労者が非正規雇用や低賃金のため、慢性的な人材不足が深刻さを増しています。介護への肝心な国の負担分はふやさず、保険主義が貫かれるため、介護の内容を減らすか、利用者の負担が保険料をふやすなど、最悪の選択の方向を目指すとしています。

要支援で生活支援を受けていた人が大幅な支援時間の削減を受け、今までの支援を受けられない状態が起きています。在宅介護での生活支援は生きていくための必要不可欠な支援です。さらに、施設での相部屋の部屋代の制度化により、低所得者が特養ホームからはじき出されようとしています。

政権に復帰した自民・公明党、下野した民主党も財界やアメリカの保険会社の要請に迎合し、介護の分野でも国民に冷たい施策を強めています。障害者や健康弱者が安心して暮らせる世の中こそ、誰もが安心して暮らせる世の中につながります。

経済大国の日本だけが勤労者の所得減と消費税増税の上に、若者には就職難と、地域には震災と原発事故による放射能汚染による不安が市民を襲っています。要支援者、要介護者の健康と暮らしを守るという那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算について反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

議案第14号について、予算審査特別委員長報告は原案可決です。

採決いたします。

議案第14号については、予算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第14号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計予算から議案第19号 平成25年度那須塩原市水道事業会計予算までの5件については討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第15号から議案第19号までの5件について、予算審査特別委員長報告は原案可決です。

採決いたします。

議案第15号から議案第19号までの5件については、予算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第19号までの5件については原案のとおり可決されました。

資料の訂正

議長（君島一郎君） ここで、総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 本日お配りいたしました議案書でございますけれども、1カ所訂正をお願いしたいと思います。

報告第8号 専決処分の報告についてということで、4ページと5ページの部分でございますけれども、5ページの専決処分第6号の専決処分書がございます。この専決処分の日にちでございますけれども、平成24年3月4日というふうに書いてあるかと思えます。平成25年3月4日の間違いでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

大変申しわけございませんです。

同意第5号上程、説明、質疑、 討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、同意第5号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 同意第5号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料も1ページです。

本案は那須塩原市教育委員会委員の中嶋千春氏

の任期が3月23日をもって満了となることに伴い、後任として大澤真弓氏を選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大澤氏は人格が高潔で、教育に関し識見を有し、未成年者の保護者でもあり、適任であると考え、ご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意をいただくようお願い申し上げます、ご同意をいただきます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第44号上程、説明、質疑、 討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、議案第44号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第44号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2ページから4ページでございます。

今回の補正は国庫補助事業の一部不採択に伴う事業費の調整等を行うとともに、建設工事請負契約相手方の破産による請負契約の解除に伴う事業費の調整を行うものであります。また、これら予算補正のほか1件の繰越明許費廃止を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、14款国庫支出金において、国の緊急経済対策により一般会計補正予算（第7号）で追加した事業の一部が不採択になったことに伴い2,750万円を減額し、20款諸収入では、建設工事請負契約相手方の破産により、当該請負契約が解除されたことから、市が破産管財人及び保証会社の3者により、工事出来高確認を行った結果、工事出来高がゼロ％に確定いたしました。このため、契約に基づき既に支出済みであった前払い金の保証金として1,640万円。当該工事請負契約が解除されたことに伴い発生する違約金として329万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、21款市債では、市道排水通り線整備事業において用地補償環境が急遽改善し、取得条件が整ったことに伴う事業費の組み替えにより、60万円を減額するものであります。

一方の歳出では、6款農林水産業費、農山村活

性化プロジェクト支援交付金事業において、建設工事請負契約相手方の破産により請負契約の解除に伴う工事出来高の確定の結果、翌年度に繰り越すべき事業費に不足が生じるため、その不足分として1,640万円を追加し、8款土木費、道路維持管理事業において、国の緊急経済対策により、一般会計補正予算（第7号）で追加した事業の一部が不採択になったことに伴い、5,100万円を減額するとともに、市道排水通り線整備事業において用地補償環境が急遽改善し、取得条件が整ったことによる工事請負費から土地取得費や工事に伴う補償金などへの事業費の組み替えに伴い、61万2,000円を減額するものであります。

また、14款予備費において、歳入との差額2,680万9,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ840万3,000円を減額し、平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を483億7,057万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただくようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号の上程、説明、質
疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 日程第5、議案第45号 契
約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 渡邊泰之君登壇〕

副市長（渡邊泰之君） 議案第45号 契約の締結
につきまして、提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料5ページです。

本案は、塩原小中学校校舎改築工事の契約の締
結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、那須塩原市立塩原小学校管理教室棟
及び塩原中学校管理教室棟が築後40年以上経過し、
老朽が著しく耐震度も低いことから、塩原中学校
敷地に小学校と中学校を一貫校として改築を行う
ものであります。

施設の概要は、校舎鉄筋コンクリート造3階建
で、延べ床面積3,249㎡でございます。

契約につきましては、条件付一般競争入札を行
った結果、落札いたしました万/D I・S A N W
A 特定建設工事共同企業体 と契約を締結するも
のであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第8号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、報告第8
号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決
定及び和解〕を議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

〔副市長 渡邊泰之君登壇〕

副市長（渡邊泰之君） 報告第8号につきまして
は、地方自治法第180条第1項の規定により、損
害賠償の額の決定及び和解について専決処分いた
しましたので、同条第2項の規定により、ご報告
を申し上げるものであります。

議案書4から5ページ、議案資料はございませ

ん。

本件は、平成23年8月1日、那須塩原市上大貫地内の認定外道路において発生した事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、被害者は認定外道路を四区町方面から上大貫方面へ向かって走行中、道路上の穴に左前後輪を落とし、左前輪のタイヤホイール及び左後輪のホイールを破損したものであります。車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金6万9,825円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

発議第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第7、発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

昨年の9月議会において、那須塩原市議会議員定数条例が改正され、議員定数が30名から26名になりました。本案につきましては、議員定数の改正に伴い、常任委員会の構成を変更する必要が生じたことから、那須塩原市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、現行の4常任委員会のみとし、各常任委員会の委員数をそれぞれ1名ずつ減らすものであります。

詳細につきましては、議案書及び添付の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本案について質疑並びに討論を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案について質疑並びに討論を省略いたします。

これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、発議第3号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

放射能対策検討特別委員会委員長の提案理由の説明を求めます。

16番、早乙女順子君。

〔放射能対策検討特別委員長 早乙女順子
君登壇〕

放射能対策検討特別委員長（早乙女順子君） 発議第3号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく適切な対応を求める意見書の提出について、ご説明いたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故により、大量の放射性物質が拡散し、那須塩原市を含む栃木県北地域は県内でも高い放射線量が計測されており、事故発生から2年近く経過した今なお、市民の健康不安は払拭されない状況にあります。

そのような中、昨年6月に「東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り、支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、子どもである間に一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等に対する生涯にわたる健康診断等について、国が必要な措置を講ずるとするものです。

今後、同法第5条に基づき政府が定めなければならないとされている基本方針が策定され、支援対象地域となる放射線量の一定基準のほか、具体的な支援策が示されることとなりますが、那須塩原市民が放射能に対する不安を解消し、安心して子育てができるよう、那須塩原市を「原発事故子ども・被災者支援法」に規定する支援対象地域に指定するよう求めるために意見書を提出するものです。

以上、説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第9、発議第4号 除染方法の是正措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

放射能対策検討特別委員会委員長、16番、早乙女順子君。

〔放射能対策検討特別委員長 早乙女順子
君登壇〕

放射能対策検討特別委員長（早乙女順子君） 発議第4号 除染方法の是正措置を求める意見書の提出について、ご説明いたします。

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、汚染状況重点調査地域に

指定されましたが、国による財政支援による除染等の処置の対象地域区分で、那須塩原市は比較的線量の低い地域に振り分けられました。比較的線量の低い地域で、現行認められている除染方法では極めて限定的な除染効果しか得られないことが明らかになっております。多くの市民は自治体が実践する除染に期待しながらも、効果が限定的であることに落胆しております。

除染の本来の目的である子どもたちの被曝量を減らすこととなるような効果的な除染方法が地域の実情に応じて実施できるよう、除染方法の是正措置を求めるために意見書を提出するものです。

以上、説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第4号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会活性化検討特別委員会の活動報告について

議長（君島一郎君） 次に、日程第10、議会活性化検討特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

議会活性化検討特別委員会委員長の報告を求めます。

27番、吉成伸一君。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一君 登壇〕

議会活性化検討特別委員長（吉成伸一君） 会議規則第103条の規定により、議会活性化検討特別委員会の報告をいたします。

設置目的は、分権時代にふさわしい議会とするため、議会運営のあり方など議会活性化に関する調査・研究をすることを目的として、平成21年6月19日に設置をいたしました。

次に、主な取り組みと経過について申し上げます。

まず、議会基本条例ですが、議会運営の理念や制度、原則など議会内の仕組みやルールづくりが必要であると考え、平成24年第2回定例会において、議会の最高規範とする条例案を提出し、3月2日の本会議において全会一致で可決・成立をいたしました。

次に、議員定数ですが、議員定数においては市の意思を決定するにふさわしい規模とするべきであるとの考えから、議会基本条例に議員定数の考え方を明記し、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮しながら、市民の意見、他市の状況を参考に議論を重ね、定数26名とする条例改正を昨年9月議会で成立いたしました。

次に、議会報告会についてであります、昨年

8月に市内4カ所で議会報告会を開催し、総勢220名が参加。意見交換時には、放射能対策や議員定数に関する意見が多く出され、放射能に対する要望や議員定数条例改正の参考とすることができました。

次に、正副議長選挙における所信表明会の導入について申し上げます。

公正で透明な議会運営の一助とするため、議長、副議長就任を希望する者が議会運営に係る所信や抱負を公の場で表明する所信表明会を行いました。平成23年第2回定例会の正副議長選挙、次に、平成24年第4回定例会における副議長選挙において所信表明会を行っております。

その他の議会改革では、質疑通告制の導入、議会だよりで各議員の議案賛否を公表、議員力向上のための研修会の実施等を行ってまいりました。

今後の取り組みについて申し上げます。

議会基本条例が施行されてから約1年。その基本理念に基づき積極的に議会改革を進めてまいりましたが、市民の負託に応えるべく、真の地方自治を実現するためには、那須塩原市議会のさらなる活性化が必要であります。

よって、改選後の議会においては、議会基本条例の目的達成の検証を踏まえながら、現在調査・研究を行っている政治倫理条例の制定や通年議会の導入、その他さまざまな議会改革に今後とも議会活性化検討特別委員会において取り組んでいくことを附帯意見として付すことといたしました。

以上、今回の報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

放射能対策検討特別委員会の活動報告について

議長（君島一郎君） 次に、日程第11、放射能対策検討特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

放射能対策検討特別委員長の報告を求めます。

16番、早乙女順子君。

〔放射能対策検討特別委員長 早乙女順子君登壇〕

放射能対策検討特別委員長（早乙女順子君） 放射能対策検討特別委員会の活動報告をいたします。

放射能対策検討特別委員会は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題に対して特化した組織で、議会を挙げて取り組む必要があるため、平成23年9月2日に設置されました。

それから今日まで、放射能汚染等の対策のための調査・検討及び関係請願・陳情等の審査や、市や県への要望など、さまざまな活動を行ってまいりました。

内容については、お手元に配付の資料のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

本特別委員会は、机上における審査に限らず、議会みずからが考え、行動することで少しでも市民に寄り添えることを目指してまいりました。しかしながら、放射能汚染に対する問題はまだまだ解決が見える段階には至っておりません。

よって、改選後におかれましても、市民の切実な思いに耳を傾けながら、市が行う施策を見定め、議会としての政策提言、提案等を継続して行い、市民の安心・安全につなげられますことを切に願い、特別委員会といたしましての附帯意見として申しさせていただきます。

以上で、放射能対策検討特別委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

市長挨拶

議長（君島一郎君） 以上で、平成25年第2回那須塩原市議会定例会の議案は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 平成25年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

2月28日から本日までの22日間にわたり開催されました第2回市議会定例会、本日をもって閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には平成25年度那須塩原市一般会計予算のほか、本日の追加議案4件を含め、合わせて51件の案件につきまして慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

会派代表質問や一般質問、さらには議案審議の場におきまして、皆様方から提示されましたご意見等につきましては、大変重要なものでありますので、これを尊重するとともに、今後とも十分に検討をさせていただきたいと考えています。

さて、ここで議員の皆様の一つお願いとご理解をいただきたい案件がございます。

というのは、1つ目が現在開会中の第183回通常国会において審議されている「地方税法の一部を改正する法律案」が3月中に可決、公布される見込みであります。この場合、市税等関係条例の一部改正を早急に行う必要があることから、これを専決処分させていただきたいと思っています。

また、2点目として、平成24年度の一般会計予算についてであります。年度末をもって額が確定する各種交付金の調整などが必要となることか

ら、補正予算につきましても、専決処分をさせていただきたくお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様方の中には今期を限りに後進に道を譲り、引退をなされる方がいらっしゃると思います。これまでの議員活動に敬意を表するとともに、これまでのご苦勞に対しましてもお疲れさまと心からねぎらいのご挨拶をさせていただきます。

また、4月に実施される市議会議員選挙に立候補を予定している皆様方につきましては、ひたすらご健闘を祈るのみでございますが、当選を果たし、市民の福祉向上にさらにご尽力をいただくよう心から期待を持ってお迎えしたいと思っています。

閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げ、私からの挨拶にかえします。

大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（君島一郎君） 閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

去る2月28日から22日間にわたり開催されました平成25年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

さて、春は新しき旅立ちの季節と言われており

ます。本議会に着席されている長山生活環境部長、生井保健福祉部長、薄井建設部長、岡崎上下水道部長、後藤会計管理者、藤田農業委員会事務局長、斉藤西那須野支所長、君島塩原支所長を初め、この3月をもって49名の職員の皆様が退職されると伺いました。皆様には大変お世話になりました。

また、皆様は3市町合併、新市誕生に伴う行政運営におきまして、事務のおくれや市民福祉後退を避けるべく、その職場職場でご尽力をされたことを初め、東日本大震災による復旧処理対応や福島原発事故に伴う放射能対策問題におきましても、豊富な行政経験をもって事務をとられるとともに、我々議員に誠実に接されましたことを心から感謝を申し上げます。

第二の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後とも健康に十分留意され、本市発展のため、ご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、3月に退任を迎えます皆様への送る言葉といたします。大変ご苦労さまでした。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時22分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成25年3月21日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 植 木 弘 行

署 名 議 員 金 子 哲 也